

2021年7月6日

各位

会社名 株式会社ストライク
代表者名 代表取締役社長 荒井 邦彦
(証券コード：6196 東証第一部)
問合せ先 広報部長 日高広太郎
(TEL 03-6848-0101)

料金体系の変更（着手金の廃止）について

当社は、7月11日より、譲渡希望者（譲渡企業）に対するM&A仲介サービスにおける料金体系を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

これまで、譲渡希望者（譲渡企業）とのM&A仲介契約締結時に着手金を受領しておりましたが、当該着手金を廃止することとし、買収候補先と基本合意した段階で受領する基本合意報酬と、買収先と成約に至った段階で受領する成約報酬の2つの料金体系といたします。

着手金を無償とすることで、買収相手を探索できるのか不安をいただく譲渡希望者（譲渡企業）が安心して当社に仲介サービスを依頼できる体系とし、より顧客利益に沿う形とすることを意図したものであります。譲渡希望者が仲介の相談をする際のハードルを低くすることは、事業承継やM&Aの促進にもつながります。また、当該報酬体系とすることで、依頼された業務を適切に遂行する意識が社内で高まり、より質の高いサービス提供へ繋がっていくことも期待しております。

1. 譲渡希望者（譲渡企業）の料金体系

①基本合意報酬

基本合意時（譲受候補先企業への独占交渉権の付与を含む）に、譲渡企業の資産総額に応じて下記の料金が発生いたします。（消費税別）

資産総額	料金
10億円以下の場合	100万円
10億円超 50億円以下の場合	200万円
50億円超の場合	300万円

②成約報酬（変更なし）

成約時に株式・資産等の譲渡金額に応じ、下記の料率を乗じた料金が発生いたします。（消費税別）

株式・資産等の譲渡金額	料率
5億円以下の部分	5%
5億円超 10億円以下の部分	4%
10億円超 50億円以下の部分	3%

50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%

2. M&Aの流れと料金発生タイミング

料金が発生するのは、下記のとおり基本合意時点となります。なお、当社が基本合意に至る買収候補先を探索できなければ、料金は発生いたしません。



以上